

# 「キッズスポーツインストラクター」資格取得規程

## 1. 「キッズスポーツインストラクター」とは

公益財団法人ライフスポーツ財団は、幼少児期における健全な心身の発育発達を支えるため、運動・スポーツを通して親子のふれあいを深め、子どもたちの創造性及び可能性を引き出すことを目的に活動を進めている。

当財団では「子ども」を小学生以下と定め、その時期における心身の特徴や発育発達に即した活動内容を提供する。

当財団の活動趣旨に基づき、子ども及び親子の運動・スポーツに関する知識及び実践力を有する者を「キッズスポーツインストラクター」として認定する。

## 2. 資格の種類

### 1) トップインストラクター

財団推進事業「ライフキッズスポーツクラブ」を含む、子ども及び親子の運動・スポーツ活動全般の運営並びに指導を中心的立場で行うことを役割とする。

### 2) ミドルインストラクター

子ども及び親子の運動・スポーツに積極的に携わり、主となる指導者の補助的立場として活動全般に関わり、指導にあたることを役割とする。

## 3. 資格認定

2026年4月1日以降、新規の資格認定は行わない。

2026年3月31日までに認定された資格は、この規程及び附則に基づき、有効期限の定めのない資格として取り扱う。

## 4. インストラクター登録

財団は、資格者を登録し、各資格者に登録番号を付す。

資格区分は認定時の区分を維持し、トップ資格及びミドル資格の切替えは行わない。

財団が管理する資格者情報は、登録番号及び氏名とする。

住所、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先は、継続して管理しない。

前項の事項に関する変更届の提出は、原則として要しない。

## 5. 資格の有効期間等

資格の有効期間は定めない。

資格更新手続は要しない。

2026 年 4 月 1 日以降、新たな登録料及び更新料は徴収しない。

## 6. 資格の喪失

キッズスポーツインストラクターは、本人が登録を辞退したときは、その資格を喪失する。

## 7. 個人情報保護方針

- 1) 当財団が保有する資格者情報は、資格に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱う。
- 2) 当財団は、資格者情報を当初の利用目的の範囲内で取り扱い、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく当該目的以外に利用しない。
- 3) 当財団が保有する資格者情報は、個人情報の保護に関する法令その他関係法令に基づき、適切に管理する。
- 4) 個人情報に関する問い合わせ窓口は、財団事務局とする。

## 附則

- 1 本規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2026 年 3 月 31 日を有効期間満了日とする資格者は、同日までに財団が別に定める更新手続を完了した場合に限り、有効期限の定めのない資格へ移行する。
- 3 前項の更新手続に係る更新料は、徴収しない。
- 4 2026 年 3 月 31 日時点で有効期間が同日以後である資格者は、別段の手続を要せず、同日以降、有効期限の定めのない資格とする。